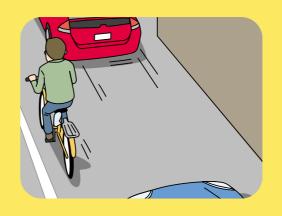


- 女子高校生 (17歳) が携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で 走行中、前を歩く女性(57歳)と衝突し、女性に重大な障がいが 残ったという交通事故がありました。この時の裁判で、女子高校 生に請求された損害賠償額はいくらでしょう?
 - ①500万円
 - ②1000万円
 - ③3000万円
 - ④5000万円



- 2 平成21年中の中学生年代(13~15歳)の交通事故件数(第1当 事者) のうち、自転車乗用中はおよそ何%を占めるでしょう?

- 1)60% 2,70% 3,80% 4,90%
- 3 次のうち、道路交通法違反で はない自転車の行為はどれで しょう?
 - ①二人乗り
 - ②車道通行
 - ③夜間の無灯火
 - ④並進(横に並んでの走行)



【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無衝転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください 本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736







1 解答 45000万円

<解説>

自転車は道路交通法では「車両」。そのため、交通ルールを守らなかったり、危険な走行で事故を起こしてしまっ た場合、自転車の運転者として、クルマやバイクの運転者と同様に責任を負うことになる(14歳以上であれば、 少年法にもとづいて刑事責任が問われる)。携帯電話の操作などの片手運転は、道路交通法で禁止されている。傘 や荷物、犬のリードを持つなどの片手運転も違反になる。

また、自転車乗用中の交通事故で死傷した人は年間で15万人を超える。そのうち、対自動車事故、対二輪車事 故は減少傾向であるのに対して、自転車と歩行者の事故は増加している。自転車に乗るときは、歩行者優先の意 識をしっかり持って、安全に利用する必要がある。

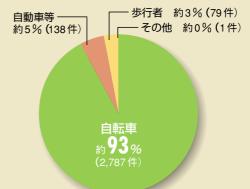




<解説>

年齢層別、当事者別交通事故件数(第1当事者)をみると、中 学生年代(13~15歳)の事故件数は合計3004人。そのう ち、自転車乗用中に起きた事故は2787件と、全体の約93% を占めている。中学・高校生年代(13~19歳)における自転 車乗用時の違反で最も多いのは、安全不確認。続いて、一時不 停止、信号無視。また、交通事故の発生場所では、交差点がフ 割以上を占めている(以上、警察庁資料より)。信号機の有無に かかわらず、交差点では必ず一時停止を行い、周囲の状況をよ く観察して、左右の安全を確認する必要がある。

●中学生年代(13~15歳)の当事者別 交通事故件数(第1当事者)





解答 ②車道通行

<解説>

自転車はクルマやバイクの仲間であるため、原則 として車道の左側端を通行する義務がある。歩道 は道路標識等で自転車の通行が認められている場 合のみ徐行し、通行できる。通行指定部分がある 場合はそこを通行し、指定がない場合は歩道の車 道寄りを通行しなければならない。交通ルールを 守ること、それは交通社会の一員としての責任で もある。

【自転車に関する主な道路交通法】

- ■車道を通行するのが原則
- ■車道は左側端を通行する
- ■下記の場合は歩道通行可
 - ①標識等で通行可とされている。
 - ②13歳未満の子どもや70歳以上の方、身体の不自由な方の場合。 ③安全上やむを得ない場合。
- ■歩道は歩行者を優先し、徐行する
- ■夜間はライトをつける
- ■二人乗りはしない
- ■横に並んで走行しない(並進の禁止)
- ■携帯電話の操作や傘をさしての片手運転はしない
- ※道路交通法以外に、ヘッドホンを使用しながらの運転等、都道府県公安 委員会規則による禁止事項があります。

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください 本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736

